

開 会

- 事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の第7回歴史的風土部会を開催させていただきたいと思います。

本日ご出席の委員及び臨時委員は現在、18名中12名ということでございます。

時間でございますので、始めさせていただきたいと思います。

本日、大津市の関連事項ということでありますので、当部会の臨時委員であります國松滋賀県知事の代理として安藤副知事、目片大津市長、それから、明日香村小委員会の関係の議事もございますので、明日香村の関村長にもご出席をいただいております。ごあいさつは後ほどいただくいたします、安藤副知事でございます。

○滋賀県安藤副知事 知事の代理で大変失礼いたします。安藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 目片大津市長様でございます。

○大津市長 大津市長の目片でございます。本日は、どうもありがとうございます。

○事務局 明日香村の関村長様でございます。

○明日香村長 明日香村の関でございます。どうぞよろしくご指導いただきますようお願いいたします。

○事務局 資料でございますが、お手元の一覧表に1から10までありまして、10種類の資料をお配りしております。もし不足等ございましたら、お申し出いただきたいと思います。本日の議事進行につきましては、資料右下に、手書きで通し番号を打っておりますので、その番号を使って進行する場合がございますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

発言の際のマイクの使用でございますけれども、オン、オフというところがございますが、押していただいて、明かりがつかましたらご発言をいただいて、その後もう一回押していただいて、明かりを消していただくということでよろしくお願い申し上げます。

これからの議事進行は、部会長から、よろしくお願い申し上げます。

2. 議 事

(1) 大津市歴史的風土保存区域の指定について(報告)

○部会長 委員の皆様、本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、議事次第にあります、「(1)大津市歴史的風土保存区域の指定について」ですが、私から一言ご報告させていただきます。

本年の3月16日に開催された第6回の部会において、大津市歴史的風土保存区域の指定について議決されたところでありますが、その後、社会資本整備審議会の国土交通大臣あての答申として、4月19日に佐藤国土交通大臣政務官に対し、私から答申の手交を行いましたことを皆様にご報告いたします。

その後、大津市の歴史的風土保存区域は今現在、手続を経て既に指定されておりますので、事務局からご報告をお願いしたいと思います。

○事務局 ご報告させていただきます。お手元の資料4、右下の通しページでいいますと11ページからでございます。ただいま会長からご紹介がありました経緯につきまして、

整理をさせていただいたものでございます。

中ほどにありますように、平成16年3月16日、前回の第6回部会におきまして、歴史的風土保存区域（案）につきまして審議の上、議決をいただきました。これを踏まえまして、3月31日に都市計画・歴史的風土分科会としての議決を行い、それを受けまして4月19日に、先ほどご紹介がありましたように、答申書の手交が行われております。答申が行われたことを踏まえ、法令の手續にのっとりまして、関係の行政機関の長並びに関係地方公共団体からの意見聴取、並びに協議をさせていただきまして、それを踏まえて、本年の6月15日に告示をさせていただいております。16ページに、官報告示の現物のコピーをつけさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。また、告示を行いましてから、およそ二月弱の周知期間を置きまして、さきの8月2日より、この保存区域の規制等が発効しているという状況でございます。また、参考までに、17ページ以降には、関連いたします新聞報道記事につきまして添付させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。あれば、どなたからでも。

（2）大津市歴史的風土保存計画（案）について

○部会長 特にございませんようでしたら、次の議題に進むことにいたします。議題「（2）大津市歴史的風土保存計画（案）について」でございます。前回の部会に引き続き、大津市歴史的風土保存計画（案）について審議していただきたいと存じます。

事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○事務局 先ほどの資料の次の資料5により、歴史的風土保存計画につきましてご紹介を申し上げます。22ページになります。

歴史的風土保存計画につきましては、次の23ページに、これまでの審議経緯を整理させていただいておりますが、先ほどご紹介申し上げましたように、保存区域の決定がなされますと、その後、国のほうで、保存区域それぞれにつきまして保存計画を策定することになってございます。前回、第6回の部会におきまして、素案と申しますか、原案のようなものをお示しさせていただきまして、一度ご議論をいただいております。今般、本日の第7回部会におきましてさらに審議をしていただき、議決されました場合には、その答申を踏まえまして、やはり関係公共団体並びに関係行政機関の長への協議等を経た上で、官報告示によりまして保存計画を定めたいと思っております。なお、保存計画策定後に、地元滋賀県におきまして、特に枢要な地域につきまして、特別保存地区の都市計画決定を行うという手続になってございます。

戻っていただきまして、保存計画でございますけれども、（1）のところでございますように、保存区域の指定をした場合に、国のほうで計画を決定するというものでございます。

保存計画に定める事項といたしましては、大きく4点、法律の定めがございまして、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項、保存に関して必要とされる施設の整備に関する事項、特別保存地区の指定基準に関する事項、行為の制限に伴う土地の買い入

れに関する事項を定めることとなっております。

以下は、今ご紹介申し上げたとおりでございます。

続きまして、保存計画でございますけれども、24ページからが本日お示しさせていただく案でございます。27ページに、前回の第6回部会の際にお示しさせていただいた案と、今回第7回の部会でお示しさせていただいている案を比較したものをつけさせていただいております。アンダーライン部分が変更ということでございますので、こちらを利用いたしまして、概要についてご説明をさせていただきます。

まず書き出し、頭の部分でございますけれども、前回の案では、前段の部分で大津市の古都としての意義、後段の部分で、まちづくりの中で、この計画によってまちづくりの展開に資するというような文章をつけさせていただいております。今回の案では、前段の部分につきまして、古都指定の答申をベースといたしまして、大津市の古都としての意義をより明確にするために少し文章を書き加えているということと、また後段の部分は、保存計画の趣旨からいって、まちづくりの展開に資するということは少し趣旨が違ふということもございますので、歴史的風土の保存という観点からの整理だということでございますので、ここの部分は文章を直して、削ってございます。要旨といたしましては、平安時代以降の仏都として栄えた中世仏教の中心都市であったということと、7世紀中ごろの近江大津宮が非常に歴史上重要な地位を占めているということから、この計画をつくっているという趣旨のことを書かせていただいております。

続きまして、行為の規制・維持保存の関連でございます。ここに関しましては、1つには文言の使い方、言葉の使い方が不統一な部分が若干ございましたので、それらにつきまして整理させていただきました。また、個々の行為規制並びに維持保存に関します事項につきまして、対象、それから、実際に行うことを明確化するという観点から、文章の補強並びに変更を行ってございます。

まず比叡山・坂本地区でございますが、坂本地区の庭園や生け垣、こういったものが重要であるということがございますので、これを明確にしたということが1点ございます。また従来は、建築物その他の工作物について制限の強化に重点を置くという表現をしてございましたけれども、1つには、本地区が伝統的建造物群に指定されているということもございまして、その保存の施策と協調するということを明確化したこと、また、行為の規制の内容をはっきりと書くということで、先ほど庭園や生け垣を重要なものと位置づけたということもあわせまして、土地形質の変更でありますとか木竹の伐採という行為の内容を具体的に明記したこと、また、「規制の強化」という表現は、計画の中身といたしましては適当ではないということもございまして、「行為の規制に重点を置く」という表現に改めさせていただいております。また、前回、服部委員からご指摘をいただいたこととでございますが、「森林の育成」という言葉を加えさせていただいております。

近江大津宮地区につきましては、若干の文言の整理と、それから中段の部分でございますけれども、従前は、史跡指定地におけます調査研究の推進、公有地化、環境整備の推進、歴史的環境の復元、こういったものに努めるという表現をしてございましたけれども、これらは、古都行政と申しますよりも、文化財行政のほうが中心となってやっていく事項でございますので、「文化財調査や歴史的環境の再生のための施策と協調しつつ」という表現に改めさせていただいております。また、「歴史的環境」という表現は、統一ということで「歴史的風土」という言葉に直させていただきました。また、中段の後半部分でございますけれども、「遺跡の背景となる山丘において土地形質」云々という部分につきまし

て、前段の部分が市街地周辺部分の保全関係で、後段の部分は、山丘の保全ということをも明確にするために、ここで一度文章を切るという形にさせていただきます。右のほうの、「また、～」以降でさせていただきますけれども、「遺跡の背景となる山丘においては」ということで、ここにも「森林の育成」という言葉を加え、また、「遺跡周辺の環境整備と協調」という同じような整理をさせていただいた上で、ここを明確化させていただきます。

園城寺地区につきましては、これも文言の整理、「歴史的景観」という言葉を「自然景観」という言葉に、統一的に整理したということと、29ページの上のほうでさせていただきますけれども、「制限の強化」という表現は適切ではないということ、また、「山容の維持」という言葉も、統一的に「山容の保存」という言葉に整理させていただいております。また、園城寺地区につきましても、比叡山・坂本地区と同様に、歴史的観光拠点としての機能を高めるということを加えた上で、市街地の景観の維持向上のための施策との協調ということを追加させていただいております。

音羽山地区につきましては、保全の対象となります事項をより明確化するというので、文章をつけ加えさせていただいております。「近江大津京跡、園城寺から石山寺にかけて連続し市街地の背景となるとともに」という表現をつけ加えさせていただいております。また後段の部分で、「瀬田川流域」という言葉を「瀬田川河畔」という言葉に統一的に修正させていただきました。また、木竹の伐採、これは山容の保存ということがございますので、木竹の伐採という行為を、これも明確的に追加したということでございます。

最後、石山寺地区でございますけれども、こちらでも文言を統一的に、自然的環境という言葉をも明確化したということと、「流域」という言葉を「河畔」にかえたということがございます。また中段の部分で、「歴史的な景観の維持改善のための施策との協調」ということを追加したということでございます。最後の部分には、従来、「瀬田川対岸からの伽藍山の山容の維持」という表現をしてございましたけれども、伽藍山というものは背景という部分が重要でございますので、「背景となる伽藍山の山容の保存」、また「森林の育成」という言葉を追加させていただいております。

2番の施設整備に関する事項、並びに3番、特別保存地区の指定基準、4番、買入れに関する事項につきましては、従前と変更してございません。また、他の古都の保存計画等、これらにつきましてはおおむね並びの表現となっているということでございます。

保存計画につきましては以上でございます。

○部会長　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、これから審議を進めることにいたしたいと思いますが、本日は、大津市歴史的風土保存計画につきまして、できれば当部会としての意見を取りまとめたいと考えております。

ご質問、ご意見等ございましたら、どなたからでも結構です、どうぞご発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。

それから、事務局からのご案内ですが、省エネルギーのために省内の冷房温度は高目にしてあるということでありますので、上着をお脱ぎになるなど、どうぞご自由にいただきたいと思いますということでございます。

いかがでございましょうか、ただいまのご説明は大変明確でした。よくわかりになったということでしょうか。

A委員、いかがでございましょうか。

○A委員　保存計画そのものについては大変いい形でまとめたのではないかと思います

が、1つ、こういう具体的な規制なり誘導なり、また、いろんなまちづくりが、分権の時代ですので、地元の滋賀県と大津市の両者のご努力でいろいろなされるということになりますが、歴史的風土保存区域そのものに指定された区域は、当然ながら琵琶湖を抱えておりますので、風致地区に指定されている場所とか、あるいは琵琶湖全体とか、やはり大津全体の風致とか景観、あるいは、景観緑三法が制定されたということがありますので、景観を生かしたまちづくりとかそういうことが大変重要になると思うのですけれども、それについては、滋賀県、あるいは大津市さんとしての、歴史的風土保存計画を受けた今後の取り組みといたしますか、せっかくの機会ですので、そこら辺について少しお話を伺えると思うのですが、いかがでしょうか。

○部会長 大津市の市長そのほかからは、後でお話を伺うことになっておりますので、そのときにあれですが、今ので、大津市としても何かご発言ございますでしょうか。

後ほどご発言をお願いしたいと思います。

B委員、どうぞ。

○B臨時委員 今のご意見と関連するのでありますが、大津市の場合、中核となります大津京あるいは大津宮については、まだ完全に全貌が、範囲すらわかっていないという現状であります。そういったものでありますので、将来新たに重要な事実がわかってくる可能性があると思いますので、その辺については柔軟なご対応をしていただきたいと思います。

○部会長 大変重要なご指摘だと思いますので、ぜひご考慮いただきたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

諮問事項のうちの大津市歴史的風土保存計画について、会長代理、いかがですか。特にそのほかにご意見、ご質問がなければ、大津市歴史的風土保存計画について、当部会としての意見を取りまとめるということでご異存はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○部会長 それでは、国土交通大臣からの諮問のうち、大津市歴史的風土保存計画については、部会として案のとおりに決定したいと存じます。

この部会の議決につきましては、都市計画・歴史的風土分科会の議決とすることがあらかじめ了承されておりますので、分科会の決定として、後日、審議会会長にご報告いたします。その後、審議会会長のご承認を得た後、国土交通大臣に答申されることになります。

なお、この件につきましては、部会長であり、また都市計画・歴史的風土分科会長でもあります私に、以上のことをご一任願いたいと存じます。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○部会長 どうもありがとうございました。

ところで、大津市の古都指定以降、当部会で審議してまいりました、古都保存法に基づく大津市に関する一連の審議事項は、本日の歴史的風土保存計画の決定をもちまして一段落となりました。これからはいろいろ委員の皆様のご指摘を受けて、大津市としても古都保存への取り組みをお進めいただくことを、私どもも期待しているところでございます。

本日は、冒頭でご紹介がありましてとおり、滋賀県の安藤副知事、目片大津市長がご出席ですので、ここで一言ずつごあいさつを賜りたいと存じます。

まず、安藤副知事から、よろしくお願いいたします。

○安藤副知事 本日は、当歴史的風土部会の臨時委員を拝命いたしております國松知事が、所用が重なりまして上京できませんでしたので、本来であれば知事のほうから皆様方にお礼とごあいさつを申し上げるべきところでしたが、かわりまして私のほうから、

一言お礼を申し上げたいと思います。

大津市の古都指定につきましては、昨年３月に、知事と大津市長が国土交通大臣にご要請を申し上げたところ、当審議会におかれましては、現地へはるばるお運びいただきましてご視察をいただき、また、ご審議を重ねていただきまして、国への答申、さらには、昨年１０月に大津を１０番目の古都に指定するという段取りになりました。その後も、本日の保存計画のご審議ということで、滋賀県、大津市の長年の思いでございました古都大津の制度化がこのように早く実現しましたことは、ひとえに皆様方のご熱心なご審議、ご尽力のたまものであると考えております。高階会長はじめ委員の皆様方、並びに国土交通省の関係各位に感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

今後、歴史的風土保存計画に基づきます保存区域及び特別保存地区の適切な運営を進めていくということを通じまして、これによりまして古都大津のブランド力がますます高まるということもございまして、また、先ほどＡ委員からご指摘もございましたように、滋賀県下にはほかにも歴史的資産、すぐれた景観、それから、私どもも環境問題には大変力を入れておりますとあり、古代から受け継いできております琵琶湖を預かるという立場もございまして。そうした中で、古都大津を中心に滋賀の魅力を、国内ばかりでなく世界に広く発信できるように、ひいては観光振興をはじめといたしまして、湖国滋賀の活性化につながっていくような形で保存に努めてまいりたいと思っております。

滋賀県といたしましては、本日の計画を踏まえまして、引き続き大津市と密接に連携を保ちながら、歴史的風土特別保存地区の早期決定を目指しまして、努力してまいりますとともに、現在及び将来世代の大切な資産でございまして、古都大津の歴史的風土の維持保存に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞご指導をお願いしたいと思っております。ほんとうにどうもありがとうございました。

○部会長 安藤副知事、大変ありがとうございました。

引き続きまして、目片大津市長、よろしくお願いいたします。

○大津市長 大津市長でございます。本日は、大津市の古都指定の一定の区切りとなります、歴史的風土保存計画につきましてご審議を賜り、ありがとうございました。貴重な時間をちょうだいいたしまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

昨年３月に滋賀県とともに、国土交通大臣に対し、大津市の古都指定につきまして要望させていただきまして以来、高階会長をはじめとする委員各位、また関係の皆様におかれましては、一昨年に引き続き、再度大津市をご視察いただくとともに、現地においても当部会を開催いただくなど、精力的にご審議を賜り、おかげをもちまして、昨年１０月１０日の誇りある古都指定、去る６月１５日の歴史的風土保存区域の公告、そして本日の保存計画のご審議と、着実に進展していただいておりますことに対しまして、改めて、衷心より厚く御礼を申し上げます。

今後引き続き、保存計画に基づき、歴史的風土特別保存地域の早期の決定につきまして、滋賀県にお願いするとともに、本市といたしましても努力をしてまいりたいと考えております。

大津市は、滋賀県の県都として、また近畿の中核都市として、引き続き成長が期待される都市でございまして、古都指定を真摯に受けとめ、市民とともに古都指定の重さと今後のまちづくりへの責任を痛感しているところでございまして。このため、本年３月に、「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」を制定するとともに、同条例に基づく基本計画を策定し、「水・緑・人が織りなす古都のかがやき」を基本理念に、「水がきらめく景観、

緑が薫る景観、歴史を育む景観」を基本目標に掲げ、この6月18日に制定されました景観緑三法を活用させていただきながら、先人から受け継がれてきた大津の自然や歴史文化を次代に引き継ぐとともに、新たな大津の文化を創造し、全国に発信できる、市民が誇れる魅力ある古都大津の景観づくりに取り組んでまいり所存でございます。

今後とも滋賀県のご支援、ご協力のもと、古都大津のまちづくりに邁進していく所存でありますので、委員の皆様のご助言と、国におかれましてはご指導を賜りますようお願い申し上げます。

○部会長 目片大津市長、ありがとうございました。

(3) 明日香村小委員会第一次報告について

○部会長 続いて、議事「(3) 明日香村小委員会第一次報告について」に移りたいと思います。

まず、明日香村小委員会委員長のA委員よりご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○A委員 お手元の資料6に沿いましてご説明、ご報告をしたいと思います。冒頭の36ページから37ページの2枚紙を使用してご報告したいと思います。38ページ以下は報告の全文でございますが、私の話の後に、事務局から詳しいご報告をしていただきたいと思いますと考えております。

では、36ページ、37ページに沿ってお話いたします。明日香村小委員会の審議の方向につきましてでございますが、昭和55年に明日香法が制定されて、ちょうど四半世紀が経過しております。この間、明日香村を取り巻くさまざまな状況の変化が起きておりますので、それを踏まえまして、歴史的風土の保存と創造的活用に関する取り組みのこれまでの評価、それから課題を把握し、また、村の活性化、それから、明日香自体が我が国を代表する古都ですので、それにふさわしい地域形成を図りたい。そのためにいろいろな課題を検討しまして、下に3点ほどまとめておりますが、歴史的風土を創造的に活用した明日香村の活性化のあり方、2番目としましては、歴史的風土の創造的活用のための具体的な施策の展開方策、3番目としましては、財政支援等必要な国等の施策のあり方、主にこの3つの内容について、検討を進めているところでございます。

審議の経過でございますが、第1回委員会を明日香村で、現地視察を含めまして、開催いたしました。委員の方々は明日香村に大変造詣の深い方々ばかりですので、視察を踏まえまして、非常に活発な審議を行いました。

続きまして37ページになりますが、第2回委員会で、早急に第一次報告をまとめたいということになりました。そこで、第2回委員会のまとめの内容が出ておりますけれども、まず、緊急に措置すべき事項があるのではないかとということでございます。それは、平成12年度からちょうど本年度までの5カ年間でございますけれども、明日香村の歴史的風土創造的活用事業交付金ということで、国からの財政支援が行われているわけですが、この事業は大変重要な役割を果たしてきているということを、我々の小委員会一同は確認いたしまして、今後もぜひそれを継続してほしいということで、これにつきましては、国としてのいろいろな、今後の予算のことでもあると思いますので、ぜひ早急に我々の小委員会としての方向性を出したいということで一致いたしました。それが本日の第一次報告の趣旨でございます。

それに引き続きまして、今後、引き続き検討すべき課題ということで、明日香村の景観の保全・創出や歴史的資産の保存・活用等、今後の課題となっている事項について、引き続き検討していきたいと考えておりまして、既に、来月でございますが、9月24日に、再び現地の状況を視察させていただきながら、審議を行っていきいたいと思っております。

また、今後につきましては、第4回、あるいは第5回ということで、そのぐらいの開催回数をめどとしまして、できましたら本年中ぐらいに最終報告の取りまとめを行いまして、また歴史的風土部会にご報告を申し上げたいと考えている次第でございます。

では、本日ご提出している第一次報告の詳しい内容につきましては、事務局からさらにご説明をよろしく願いいたします。

○部会長 それでは事務局、お願いします。

○事務局 第一次報告の本文につきましては、38ページ以降に添付させていただいております。39ページには、明日香村小委員会委員の名簿、並びに、先ほど委員長からご紹介がありました審議経過につきまして、簡単に整理させていただいております。

40ページからが本文でございます。冒頭、「はじめに」ということで、明日香村の歴史的風土の保存並びに活用に関します意義、それから、明日香法制定後、さきの平成11年3月25日付、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきかについて」の歴史的風土審議会答申を踏まえての第3次整備計画の推進といったような、これまでの経緯を簡単に整理してございます。

また、41ページに入りまして、上段でございますけれども、「しかし」以降でございますが、「交流・観光に対応したインフラや街並みの整備、村内に散見される景観阻害要因等、歴史的風土の創造的活用を進める上での課題も明らかに」なっているという状況を踏まえて今回の整理を行ったということと、「はじめに」のところで整理してございます。

その後、「これまでの取り組みの評価」ということでございまして、昭和55年の明日香法制定以降、これまでの取り組みにつきまして簡単に概括をし、また、その評価を行っております。

その中で課題が幾つか出てきているということで、41ページの下のほうでございますが、1点目といたしましては、明日香村にふさわしい景観の保全・創出という観点から、歴史的風土になじまない土地利用、また住宅の建てかえ等に伴いまして、周辺になじまない建築物、工作物などが散見されつつあるということ、また、こういったことは、歴史的風土の保存だけではなく、これらを創造的に活用していくという観点からも問題になるものがあるということでございます。また、公共施設の整備につきましても、個別の事業ごとには景観に対しまして相当な配慮がなされているわけでございますけれども、村全体を見たときに、必ずしも統一されているという状況にないということを指摘してございます。

2点目といたしまして、歴史的・文化的遺産の保存と活用についてでございます。歴史的・文化的遺産につきましては、これまで保存に努めてきたところでございますが、これらの保存が必ずしも計画的になされているとは言えない状況にあるのではないかと。また、文化財調査の進展に伴い、新たな歴史的資産が順次判明してきておりまして、これらにつきましても保存と活用を検討していく必要があるであろうということ。また、特に観光、交流ということを考えてまいりますと、外から参ります交流人口に対しまして、交通対策でありますとか、その受け皿となりますような施設整備などについて、必ずしも十分ではないということ。また、特にこういった歴史的・文化的遺産につきまして、飛鳥時代のありようというものをほうふつとさせる遺跡などが、必ずしも多くないということが指摘さ

れてございます。

3点目といたしまして、明日香村らしい町並みの整備・保全ということでございます。歴史的風土の保存に当たりまして、飛鳥時代の遺跡やそれに関連いたしますさまざまなものにつきましては、相当の対策が講じられてきておりますけれども、明日香村らしさというものを醸し出しております一つの大きな要因であるところの町並みの整備・保全につきましては、これまで必ずしも十分取り組みがなされてきていないのではないかと。近代・現代といったような建築物も含めまして、資産となりますものにつきまして適切な評価を行い、これらの計画的な整備・保全が必要であるというご指摘でございます。

4点目といたしましては、効果的な事業の推進ということでございまして、村の財政が、土地利用規制に伴いまして、産業の停滞や人口の伸び悩みなどが背景となりまして、依然脆弱である。その結果、第3次明日香村整備計画の計画的な執行にも支障が生じつつあるという状況でございます。特に、交流や観光という地域産業を新たに育成することによりまして、明日香村の財政的な自立に向けても施策を推進する必要があるということをご指摘いただいております。

こうした事項を踏まえ、今後の検討課題といたしまして、2点に整理してございます。1つ目が、緊急に措置すべき事項、さらに、今後委員会で引き続き検討すべき事項ということに大別して整理してございます。

まず、緊急に措置する事項でございますけれども、1点目といたしましては、先ほど委員長からご紹介がありましたように、平成16年度までの措置となっておりますところの交付金事業につきまして、交付金の継続を図るべきということをご指摘いただいております。

また、緊急に措置すべき事項の2点目といたしまして、歴史的風土の保存と創造的活用による観光の振興ということについてでございます。観光の振興に関しましては、明日香村は必ずしも観光に関します地域のポテンシャルを生かし切っていないという状況にございますので、明日香村を一つのフィールドとして、歴史的風土を活用した観光振興ということにつきまして、国、県、村が連携をいたしまして総合的な施策の立案、また計画や、景観に関する計画といったものについて、検討する必要があるということをご指摘いただいているところでございます。また、こうしたものを検討していく上では、主要産業であるところの農林業との連携、また、地域住民やNPOなどの自主的、自立的な取り組みが推進されるよう配慮すべきというご指摘をいただいているところでございます。

3点目といたしましては、既に計画期間の半ばに差しかかっております第3次明日香村整備計画の計画的推進につきまして、現下の厳しい地方財政を踏まえつつ、事業の重点化や効率化によりまして、特に優先度の高い事業から着実に実施することが必要であるということをご指摘いただいているところでございます。

また、引き続き小委員会で検討すべき課題、今後、第3回以降の課題ということで整理していただいている事項が4点ございます。

1つ目といたしましては、歴史的・文化的資産の保存・活用に関しましては、こうしたものを保存・活用していく上で、総合的なマスタープランが必要ではないかと。また、中核的な施設となり得る国営飛鳥歴史公園の活用について、検討が必要ではないかという点につきましてご指摘をいただいております。

2点目で、明日香村らしい景観の保全・創出についてでございますが、先ほど課題のところでも申し上げましたように、公共施設でありますとか建築物、こういったものの景観保

全に対します村全体を通じてのルールづくり、また、景観法の活用などによる、田園景観を含めた明日香村らしい景観の保全・創出について検討が必要である。また、飛鳥法制定以前から村内に散見されますような景観阻害要因の対策について検討が必要である。さらに、明日香村の景観を保全していく上では非常に重要な役割を果たしております農林業の振興について検討が必要である。こういったご指摘をいただいております。

3点目といたしまして、明日香村らしい町並みの整備・保全についてでございますが、これにつきましても、歴史的風土の保存・活用の観点から、重要な町並みの評価と整備・保全が必要である。特に、交流人口に対します都市的サービスでありますとかホスピタリティーの提供、こういったものについて検討が必要ではないかというご指摘をいただいております。

4点目、その他ということでありまして、特に地域住民の主体的な取り組みを促進するための仕組みが必要である。また、古都保存法によります土地の買い入れがそれなりに進んでございますが、こうした買い入れ地、あるいは耕作放棄地などの未利用地が村内に散見される状況でございますので、これらの有効活用について検討が必要であるというご指摘をいただいております。

以上が小委員会第一次報告の概要でございます。

○部会長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見等があればお伺いしたいと思います。どなたからでも結構でございますが、いかがでしょうか。

Ｃ委員、どうぞ。

○Ｃ委員 私、きょう初めて参加させていただいておりますが、必ずしも議論の流れを承知しているわけではないんですけれども、質問を2点ほどさせていただきたいんです。今のご報告の中で、1つは、観光と交流という言葉がございますが、交流という言葉の意味がよくわからないので、もう少し詳しく教えていただけないかということでございます。もう一つは、明日香村の場合は、合併関係はどのようになっているのか。ついこの間、合併特例法も新しいのができましたし、今後、その話を避けては財政支援の話もなかなか通ってこないのかなという感じもしております、そのあたりの状況について教えていただければと思います。

○部会長 事務局からお願いいたします。

○事務局 まず1点目、観光、交流の「交流」の意味でございますけれども、近年、地域づくりでありますとか、特に地方の活性化というときに、行政的によく使う言葉でございます。例えば、都市と地方との交流とか、人が実際に移動することによって、移動した人々によって地域の活性化を図る。従来は、定住人口の増加を図ることによって地域の活性化を得るとというのが大きな地域活性化の一つの手段であったわけですが、今の少子高齢化などの社会状況を背景といたしまして、定住人口の増加といいますよりも、むしろ交流人口、外から入ってきて、その地域でいろいろな実際の活動を行う方々の人口を増やし、また、そういった方々のアクティビティーで地域を活性化していこうという発想がございます。そういった観点から「交流」という言葉を使わせていただいております。

後段の、明日香村の合併に関しては、実は前回、第6回部会では、市町村合併をめぐる動きにつきまして、資料をつけて簡単に概括をさせていただいたところでございます。明日香村に関しましてはもともと、中和地区と呼ぶのかと思いますけれども、橿原市をはじ

めといたします7市町村で、合併に関しまして任意の協議会が設置されておりました。これは平成14年から平成15年にかけてという状況でございました。それ以降、明日香村では、村独自に市町村合併に関します住民意向の調査を行ったり、また、飛鳥古京を守る会という、明日香村の風土などを保全していくことを支援している市民団体がございすけれども、こういった会から合併反対に関します署名が5万人集まったりといった状況がございまして、そういった状況を背景といたしまして、明日香村の村議会におきましては、先ほどの7市町村で設立が予定されておりました法定協議会には参加しないということで、昨年の9月に議決されていらいっしやいます。ただ、任意協議会につきましては、その後、たしか法定協議会には移行していない状況であると記憶してございます。したがって現時点では、明日香村に関しましては、合併については今のところ想定をしていないという状況にあると認識してございます。

村長のほうから、もしご補足いただけるのであれば。

○明日香村長 合併問題については、明日香法が施行されて25年になります。そんな中で、我々の全村がすべてこの法律で運営されております。住民が、当初は土地利用とかいろんな問題で大変心が騒ぐというか、何でという形のところがたくさんあったんですが、やはり国交省、もとは総務省、総理府でしたが、皆さん方のご指導、ご支援で、住民の心までも、古都明日香の日本の心のふるさととしての心構えというか、そういう一つのをきちっと持っていると言っても過言じゃないと思います。ですから、この法律をつくったときの崇高な考え方といえますが、いろんな中で、今合併をして、そしてやるべき問題かな、そうじゃないだろうと。もっともっと日本のふるさととしての明日香の役割というか、歴史的な背景の重要さとか、いろんなことを考えたときに、どうしてもこの村は、村というより飛鳥地方というものは、私は、残すべきが日本の、そしてまた奈良県の、明日香村の責任じゃないかという思いをきつく住民の皆さん方からいただいたものですから、今そういう方向で進ませていただいております。

○部会長 よろしゅうございましょうか。どうぞ。

○C委員 私は全然、合併推進派というわけじゃないんですけども、ただ、今回の状況が非常に厳しくなっていて、しかも今回の新法で、それこそ明日香村という名称も基本的には残せるということになりますし、合併特例区なんていうものもございすし、区長さんという形で村長さんも残れるという形になって、しかも、期限を切られて、財政支援もしませんよみたいな形になっているので、オプションの一つとしては、今おっしゃったような明日香村的な、そういう大事な歴史がございすので、国民共有の財産という言い方もなさったと思いますけれども、そういうのを守りながら大きな流れに乗っかるということも、合理的な選択肢としてはあり得るのかなという感じが私はしております。

○部会長 いかがでございましょうか。

○明日香村長 当然、社会構成をしていく中では、いろんなメリット、デメリットがあると思うんですが、明日香村で合併特例債を使って事業展開をするというか、ハード的なところとかいろんなところで、私はすべきでないだろうと。今は農林業の問題が大変な時代になっております。しかしながら、これも価値観の多様化というか、いろんな価値を見つけていくことによって再生されると私は確信しております。しなかったら、日本はちょっとおかしくなるだろうという思いもします。ですから、明日香というところを経済的なところで切るべきじゃないという思いが私はきついものですから、どうしても、この地域の問題は、あとソフト的なところだけであって、別段ハード的に何をつくりたいとか、ホー

ル一つないんですけれども、そういう住民はおりませんので、あとハード的なところの支援と、明日香村は20年間、凍結的保存をしてあったものですから、建物とかいろんなものが建っていない。高松塚が発見された当初は150万人ぐらいの人もおいででしたが、それを受ける受け皿すらつくっていなかったものですから、まだ農林業が主幹産業でして、それできちっと生計を立てていたものですから、それ以上のことは望まなかったということです。今回も、できたらそういうソフト的なところをご支援いただくなりいろんなことを、当初から景観阻害要因の建物の移転とかがありましたけれども、そういうところをやっていただける支援をいただければ、私は、この村は十二分に皆さん方の心にこたえられる村になるという確信を持って、合併についてはご辞退させていただいているところです。

○部会長 よろしゅうございましょうか。

ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

○A委員 ちょっと補足のご説明をします。実は今回の報告の中に、交流あるいは交流人口という言葉がかなり随所に使われておりまして、キーワードの一つでございしますが、せっかくご質問がありましたので、私個人の、あくまで一委員としての補足説明でございしますが、なぜこういう言葉が出てきたかといいますと、今の日本の総人口の減少が予想される中での、地域おこしといいますか、地域政策の一つのキーワードになっております。ですから、明日香村に限らず、特に三大都市圏以外の地方公共団体ではこういう言葉を使っている、総合計画とかいうビジョンがかなり多いと思うんですが、明日香でも同様の観点が必要だろうということで、今回こういう言葉をちりばめておりますけど、趣旨としては、現在日本は移民政策をとっておりませんので、将来人口の減少というのは明らかになっているわけでありまして。その中で、従来、高度成長期は、三大都市圏の人口増加をできる限り抑えながら地方に定住化を促進するというのが、日本の一種の国策といいますか、それから、三大都市圏以外の多くの自治体の一つの政策の柱だったと思うのですが、そういう時代が終わっておりまして、その中で、むしろその地域に訪れてくれる、広い意味では観光もそうだと思うのですが、あるいはその地域にこだわりを持って、いろんなマルチ・ハビテーションで住む方もあれば、その地域の文化とかそういうところに非常に興味を持つとか、あるいは、松本市でサイトウ・キネンのああいう、小澤征爾さんがやっていますが、あれも一つの交流だと思うんです。ああいう形、いろんな形でその地域に訪れている人たちが増えるということが、広い意味では地域の活性化になり、地域のもともとの住まい方等のいろんな形の文化から含めて、食文化でもいいと思うんですが、そういうことが日本の地域づくりの一つの大きな考え方じゃないかという流れになってきています。そういう中で、明日香らしさ、あるいは明日香における交流というのをどうつくり出していくかというのが一つ大きな課題なのかなと。これは一委員の発言でございします。

○部会長 ありがとうございます。ほかにご質問、いかがでございましょうか。

部会長代理、どうぞ。

○部会長代理 A先生のご意見を聞きたいんですが、ここに「農林業の振興」という言葉が入っていますね。これはなかなか難しいだろうと思います。むかし、歴史的風土の保全とは何かと考えました。何度か明日香に行っているうちに、田んぼの稲づくり、田植えの後とか刈り入れの前とか、そういう風景を残すことが重要ではないかと考えました。しかし、農業をおやりになる方にとって、これは非常に効率が悪いだろうと思います。だから、振興というのはどういうことを考えておられるのか、何かいいアイデアというのか、お考

えがあるんでしょうか。

○A委員 本来は八丁先生と吉兼先生が一番答えるのにふさわしい方々ですが、きょうは私のほうで簡単にお話ししますと、明日香村は全村、古都保存区域という中で、確かに石舞台とかキトラの古墳とか飛鳥寺、現在確認されている、また保存されている古代の重要な遺跡もありながら、一方では、非常に日本の本来の古代の地域というのはこういう風景だったのではないのかなという面影とかたたずまいが、全国ではごくわずかに残っている地域で、それが古都保存政策の明日香における大変重要な役目だと思うのですが、当然ながらほとんど民有地で、そこの方々が生活をしている前提で成り立っている。ただし、それが現状の農林業の市場経済の中ではなかなか成り立たないということがありますので、後継者の問題とか棚田の保存とか、あるいは今ご指摘のとおり、採算性で言うと非常に非効率な形で農業、林業をどう維持していくか。その中で今、古代米を一生懸命、明日香ではこういうものをやっているんですよとか、いろんな形で地元がご努力されていると思いますし、また、小学校だったのでしょか、あそこの廃校を使って、林業の振興でいろんな木材製品をつくったり、ご努力されていると思います。ですから、それをいかに、支援措置なり、また、公共事業の中でどういうものが支援できるかを含めて、いろんな政策議論をするのがこの小委員会の役割だと思うのですが、また、数回の中でどこまで議論できるかわかりませんが、地域の生活環境と明日香の歴史的風土の保存の両立を図るといって、非常に欲張っている、なおかつそれをぜひやらなきゃならないところが一番ポイントでございまして、今回、まず節目でこういう議論を行っているということでございます。これについて何か、事務局もしくは関村長からご発言ございますでしょうか。

○事務局 今回の小委員会の中でも、実際に現地を見ていただきましたし、ご議論も少しあったんですけども、単純な農林業の振興ということではなくて、明日香村という歴史的風土を財産として、それに引かれてたくさんの方々がいらっしゃいますし、また、近畿圏、大阪から非常に近いという、足の便もよいという立地も踏まえながら、かつ、あの地域としては、最近よく話題になります棚田がたくさん残っているということもありまして、農業と、先ほどから話が出ております観光、交流というものをうまく組み合わせて、観光を念頭に置いて農業を振興していく、ないしは林業を振興していくということを少しスタディしていく必要があるのかなと考えております。最近はやりの言葉でいいますと、グリーンツーリズムとかアグリツーリズムということがございますが、そういういき方が一つあるのかなと。実際に今回、小委員会に入らせていただいております、先ほどご紹介がありました吉兼先生や八丁先生は、地域で、面積はまだ非常に狭いのでございますけれども、棚田のオーナー制度などを実際に動かし始めたりという取り組みをしていただいておりますので、そういった先生方のご意見も伺いながら、検討を進めていただければと考えてございます。

○部会長代理 今の知識はないんですけど、20年ほど前に、明日香村にも減反の割り当てが来ているという話を聞いたことがありますが、今はどうなっているんでしょうか。

○明日香村長 農業政策は一緒にございます。ですから、県のほうにも相当ご無理を申し上げておりました。古都の買い上げがありまして、棚田とかそういうところがどんどん、買い上げ地が44ヘクタールほどになっていますかね。そういう意味では、大変困った材料がたくさん出たものですから、A先生からお話がありましたように、今どき困ったことが資産になる、変わっていきよるということで、この田んぼはどうしようもないやないかと言ったときに、オーナー制度をやることによって、やっている農家の方はもうそんなところで

お米をつくりませんけれども、都会の人からいうと、ただお米をつくるというだけじゃなしに、お子さんとか家族連れで自然体験、そして米をつくる厳しさとか、いろんな学習とか、そういう方向で動いたものですから、一つの大字が棚田オーナー制度ですごく活性化できた。それを見た隣の大字が、お酒のお米をつくってやるとか、またオーナー制度、1本木オーナーといってミカンの木も、日本ではなかなかジュースにしかないようなものも、相当な値段をつけていただいて、管理していただく。

ですから、山も川も田んぼも棚田もそうなんです、すばらしい価値がある。その価値を全国の皆さん方にお知らせして、また、それを別段公園にするんじゃないんですけれども、山は山なりに整備さえすれば、私ら小さいときは山の恵みがたくさんありました。山へ行けばすばらしいひずかしがたくさんあったのと一緒に、山菜とかいろんなことも全部山の中にありますので、生産としてはとらえにくいですが、体験とか学習とか経験とか、いろんなことを踏まえてやれば、明日香は住民が育てたものですから、よそのところでまねされても難しいかわかりませんが、明日香の土地というのはうまく利用できると私は確信しています。ただ、すべてそれでできるかというのは問題がありますけれども。

○部会長 ほかにいかがでございましょうか。

Dさん、どうぞ。

○D臨時委員 今の議論にも関連するかもしれませんが、引き続き検討すべき課題についてのところで、明日香村らしい町並みの整備・保全ということで、交流人口に対する都市的サービスやホスピタリティーの提供のあり方についてあります。この必要性というのは、確かに先ほどの交流とかいった場合の議論の前提として必要なことなんでしょうが、具体的に歴史的な風土との調和といいますか、そこのところは、ある意味では矛盾するような面があるんですが、そこら辺は具体的にどのようなことが考えられているのか。これは今後の課題なのかもしれませんが、ちょっとお教えいただけないでしょうか。

○明日香村長 まず、景観阻害要因になっているものをできるだけ早く移動させて、1カ所に集めてあげたいなという思いをしています。そうすることによって、今、大和棟というか、黒いかわらで白い壁等々の大変落ちついた町並みというのが順次形成されておりますので、飛鳥時代の明日香でも何でもございませぬ。飛鳥時代はもっときらびやかなお寺とか塔というものが林立していたと思いますけれども、人間の感覚の中でふるさとというのは、私は50年、100年ぐらいのイメージが心に映るのと違うかなという思いもしますので、今の奈良県の大和棟の建物が維持保存されるならば、そういう景観というか、明日香らしきという言葉が当てはまるかなという思いがいたします。

○D臨時委員 今の点はよくわかりましたが、同時に、都市的サービスやホスピタリティーということにつく何かいろいろ、町並みだけでなく、施設をつくらないといけないですね。その施設のつくり方というか、受け入れ方を、どういうことをお考えになるか、歴史的な風土を阻害しないような観点から。

○明日香村長 都市との交流の中で、今も明日香保存財団が維持管理させていただいております明日香研修宿泊所というのがございます。これも30年前に建ったものですから、少し宿泊所のあり方というものは考えていただきたいということで、今、鋭意考えていただいておりますが、国のほうでは、宿泊については一切ノーやということですが、これも私は、20年間そういうものを建てていなかったものですから、乱立しているわけでも何でもございませぬので、都市との交流の中では必要かなという思いをしています。ただ、大

勢来ていただくのに、鉄筋で建てようとかそんなことは思っておりません、山の谷合いとか、いろんな木漏れ日が見えて、すばらしい演出ができるような山里でございますので、そういう意味では、かわらを載せ、きちっとすれば、そういう宿泊施設も可能かなという思いはいたします。

○部会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、E委員。

○E臨時委員 観光振興というところで、明日香は観光資源としての活用が進んでいないという表現がありまして、その後、それに対処するような社会実験等というのがあるんですが、これは、とりあえず具体的にはどんなふうに理解したらいいんでしょうか。リサーチとか研究、そういうものを興したいということですか。

○事務局 社会実験という言葉もわりと最近使い始めたんですが、よく使いますのは、都市交通を検討していく上で、実際に、例えば公共交通がない地域に、試験的に公共交通を走らせてみて、その効果を測定するとか、渋滞対策をやってみて、それがどれぐらいの効果を発揮するのかを測定するというのをやるときに、社会実験という言葉をよく使います。

今回考えておりますのは、既にいろいろ自主的な取り組みが、ここ数年、明日香村でも相当見られてきているということがございますので、こういった取り組みについて、実際にどういうふうに行われていて、また、どれぐらいの効果を発揮しているのかということの評価、検討したいというのが1点ございます。

もう一つは、実際にそういったものを活性化していく上で、何か阻害要因といいますか、ネックになっている事項があるのであれば、そのネックに対して何らかの措置をすることで、観光交流というものが一層振興するという部分があるのであれば、そういった部分について、最初からその措置を講じるのではなくて、例えば試験的に何か取り組みをやってみて、その結果うまくいくのであれば、それを本格的に導入する、ないしは、うまくいかないのであれば、またほかのことを考えるというようなことをやってみればいいのかないかなという趣旨も込みで、こういう表現を使わせていただいております。

具体的に何をやるのかといいますと、なかなか難しいといいますか、これから検討していかなければいけないと思っておりますが、例えば1つには交通計画みたいなものもございまして、先ほどの都市的なホスピタリティーの提供という部分でいけば、現況空き地になっているようなところを使って、仮設的に何か施設をつくってみて、その運営を図ってみるといったことも考え得るのかなと考えてございます。

○部会長 よろしいでしょうか。今の件で。

○E臨時委員 その件について、わかりました。関連して、思うんですが、ここの文章を、私の理解では、その前の行ですが、「歴史的風土を有しながら観光資源としての活用が進んでいない明日香村」というのは、歴史的資源をたくさん有しているから、観光資源としての活用が今後望める地域だというふうに、進んでいないとかそういうのはちょっと難しい判断だと思います。私はそういうふうに理解しました。そのほうがいいのではないかなというのは、観光というのは、これも研究、あるいは社会実験というのがうまく進んでいないところだと思うんです。明日香には歴史的資源がたくさんあるというふうに言っているのは、我々の今の価値観でありまして、100年前だと、実におくれた地域だと思われていた可能性も随分あるわけで、そういうものをひっくり返して、観光あるいは観光学というものが今求められているところがあるんじゃないかなと思います。ですから、そういう点

でのリサーチ、そういうものも、社会実験というのは、少し実験的な観点のことが、そういうニュアンスで今説明していただきましたが、それに加えて、そういう文化的な価値観みたいなものが研究できて、それが明日香村にとって観光振興に役立つということにつながっていくといいんじゃないかなと思いました。そういうふうな感じにここを理解しているのかなと思っているんですが、もしちょっと違うということであれば、その辺をご説明いただけますか。

簡単に言いますと、社会実験等というのは、もう少し広く、観光というものを根源的に考えたかどうかというような提言、そういうふうに理解していいんですか。

○事務局 この書きぶりはともかくといたしまして、観光の振興ということを念頭に置きつつ、観光のありようも念頭に置いて検討を進めさせていただきたいと思います。また、観光部局とも十分に連携を図りながら進めさせていただければと思います。

○明日香村長 私のほうから少しお話しさせていただきたいんですが、1つ事例になるのが明日香村の亀形遺跡だと思うんですが、明日香村にはすばらしい遺跡が全土にあります。ただ、全部田んぼの下、家の下になっているものですから、先般、国交省の補助事業の中で道路をつくらせていただいて、その下から亀形遺跡が発見された。ですから、それを出すとといったときに、ここにもB先生とか皆さんいらっしゃいますが、保存の仕方が難しいから、いろんな意味で明日香の場合は、明日香だけじゃないと思うんですが、表に出てこないところがたくさんあって、それがロマンであっていいというのも一つ価値があるかわからないんですが、私はやはり五感で、いろんな方向からそれを国民の皆さん方に感じていただければということで、国交省にご無理を申し上げて、そしてあの遺跡を全面公開させていただきました。だから、すばらしい結果が出ているのと違うかなという思いもいたします。

今、明日香村全土にわたっての社会交通実験もやらせてもらっています。どういう時期にどういう車の走り方をするか、ただ観光客を呼ぶという形じゃなしに、何か一つ出ると、パーッと国民の皆さん方がおいでになったときに、明日香村へ来たら停滞してしまって、イメージの悪いところだけ残ってしまうという形にもなりかねませんので、車とサイクリングと、そして駐車場にとめていただいて、すばらしい明日香を歩いていただくとか、ゆっくりとバスでスムーズに移動してもらおうというようなことも実験していただいておりますので、できたら、そういう意味では、遺跡とかいろんなものの考え方というものも、実験的にといえども、私は表に出すべきだろうという思いをしていますので、そういう意味で、少し国交省にご無理も申し上げております。

○部会長 よろしいでしょうか。

B委員、どうぞ。

○B臨時委員 明日香が、古都法の指定を受けるようになったころは、たしか寺尾勇先生が委員としておられまして、寺尾先生が明日香の観光化案を出されたのに対して、多くの反対がありました。それは、観光地というものは俗悪なものである、低次元のものであるという、これはE先生と大分違った観光の概念であります。どちらかという観光化を嫌うという風潮があったのであります。今の関村長になってから、丸ごと明日香の博物館構想が出されました。一見すれば寺尾案と近いのでありますけれども、今、それを反対する人はありません。どちらかといいますと、むしろ明日香は新しい形の観光化をしようとしているわけでありまして。特に、キトラ古墳の周辺が新しく国営公園化構想で進んできております。その計画を見ておりますと、品の良い観光地化に進む方向であります。そういう

意味で、今回の委員会によって新しい形の観光化がもう少し推進できたらなと思っております。

それと、ちょっと戻るのでありますけれども、飛鳥時代の明日香の農業についてであります。飛鳥時代というものは、あの中にはほとんど農地という、いわゆる専業農家というものは少なかったわけでありまして、ほとんどあの地域には官人、つまり国家公務員が住んでいたわけでありまして、官人は夜明けとともに出勤し、お昼に退庁しました。日本書紀には、その後の午後の記録が一切ありません。おそらく午後は家庭内の野菜づくり、農業に専念していたと思うのであります。ですから、基本的には農地は極めて少なかったんだと思いますが、その後、歴史の経過とともに過疎化し、土地が田畑に変わりました。都の跡が田畑に変わったわけでありまして、逆に農業が都や宮殿の遺跡を保存してきたわけでありまして、専業農家の方もありますが、古都法によって買い上げられたところは、農地が遺跡公園として、整備されていくわけでありまして、これは農業の田畑を奪っていくわけでありまして、そういうことで将来的に見ますと、農業から観光立村へという発想の転換をされていかざるを得ないのかなと思っております。

○部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ほかにご意見、ご質問もないようですので、この程度にさせていただきたいと思いますが、明日香村小委員会の第一次報告については、当部会として、このような形で了承することにしてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○部会長 ありがとうございます。A委員におかれましては、大変お忙しい中、明日香村小委員会の委員長としてご尽力いただき、大変感謝いたしております。引き続き最終報告の取りまとめに向けてご努力いただければと存じます。

では、一段落ついたところですので、いろいろ関村長にも今までご発言いただきましたが、ここで一言ごあいさつをお願いいたします。

○明日香村長 ありがとうございます。大変細部にわたって委員会でご審議いただき、心から御礼を申し上げます。ただ、明日香法ができて、来年25年を迎えます。そういう関係と、そして、社会が大きく変革してきているということもございまして。我々住民、先ほども申しましたとおり、私は、すばらしい丸ごと博物館、イコール世界遺産になる、住民も含めた、そういう心が残る村という思いを十二分にいたしております。汗もかくことを忘れないで、また頑張って進めてまいりますので、皆さん方のご意見等々、支援、よろしくご協力いただきますようお願いし、今回の委員会の皆さん方に感謝申し上げます。ありがとうございます。

○部会長 関村長、どうもありがとうございました。

(4) 歴史的風土の保存に関する行為規制について(案)

○部会長 それでは、本日最後の議事でございますが、「(4) 歴史的風土の保存に関する行為規制について」を、事務局から資料説明をお願いいたします。

○事務局 説明申し上げます。資料7、45ページになります。

この議案、特別保存地区の行為の許可基準の改正についてということでございますけれども、今回初めて皆様方にお諮りするものでございます。歴史的風土特別保存地区内の行為の許可基準につきましては、古都法の施行令第6条に許可基準がすべて明記されている

わけでございますけれども、この許可基準につきまして、変更を行おうという場合には、あらかじめ審議会の意見を聞くということになってございますので、今回お諮りさせていただきます。

中身の改正につきましては、2点ございます。

1点目といたしまして、先ほどからご紹介がございしますが、今般、成立いたしました景観法の中で、景観重要建造物というものが新たに規定されております。景観法につきましては、お手元に、番号のない資料で、「景観法の概要」というパンフレットを配らせていただいております。白いパンフレットでございます。開いていただきまして、さらにもう一つ開く形になっておりますが、一番開いた状態でほぼ真ん中の一番下のあたりに、景観重要建造物、景観重要樹木ということがございます。景観法で定めました地域の中で、特に景観上重要な建築物や工作物、樹木などを指定いたしまして、指定された場合には相当の行為の規制がかかる、現状維持的な規制がかかるという内容のものでございます。これに指定されました建築物や工作物は、これは景観重要建造物という表現をしておりますが、こういったものに指定された場合の建造物の保存に必要な建築物等の新築や増築につきまして、これを許可の対象に新たに加えたいというものでございます。建築物の新築等につきましては、特別保存地区内は原則不許可となっております。許可の要件というものが、先ほどご紹介しました施行令第6条の中で、こういったものについては許可してよいということは規定されております。現行の規定の中では、例えば文化財保護法で指定されました重要文化財、重要有形民俗文化財、埋蔵文化財等々の保存のために必要な建築物、工作物に関しましては、その新築が歴史的風土と著しく不調和ではないということを条件といたしまして許可の要件とされております。今回新たに制度化されました景観重要建造物につきましても同様に、保存のために必要な建築物の新築等について、歴史的風土と著しく不調和じゃないものについては許可の要件としたいというものが1点目でございます。

もう1点は、林業を営むために行う森林の皆伐についてでございます。森林の皆伐につきましては、現行の基準では、一律に1ヘクタール以下のものに限って許可をするという整理になってございます。ただ、類似の法令、例えば緑地保全法でありますとか、近郊緑地の保全に関する法律等におきましては、森林の皆伐につきまして、林業のために行うものについては別扱いをして、林業を行うために行う森林の伐採については、基本的に、原則許可するという整理がされているのが一般でございます。ただ、古都法に関しましては、歴史的風土の保存という観点から、必要最低限のものにするということもございまして、林業を営むためのものであるかどうかにかかわらず、これまで一律に1ヘクタール以下のものを許可の対象にするということにしてきたところでございます。この件につきましては、平成10年になされました歴史的風土審議会の意見具申の中で、人工林施業により歴史的風土の維持保存が図られている地区にあっては、他の木竹の伐採と区別をして、一定の要件を定めた上で、森林の伐採規定の特例を設ける必要があるという整理が一度なされております。

これにつきましては、次の46ページに抜粋させていただいておりますが、平成10年の意見具申の中で、まず、2.(3)のところに書いてございますけれども、歴史的風土を構成する田園風景や森林の一部が農林業によって保たれているということを踏まえて、森林の伐採規制によって、現実に林業施業に影響を及ぼしているという状況がございますので、これらについては対応が必要ではないか。

また、下のほうでございますけれども、４．（３）のところにありますように、今後取り組むべき課題といたしまして、行為規制、特に木竹の伐採に関する行為規制について、一定の特例を設ける必要があるということが既に答申として出されているところでございます。

これを踏まえまして、平成１４年１１月に、大津市で現地視察を含めてなされた歴史的風土部会の中で、実際に森林施業が行われております京都市の大原地区の特別保存地区を視察いただいた上で、一度ご議論をいただいた経緯がございます。

今般さらに、４９ページでございますけれども、先ほど保存計画のご審議をいただきました大津市におきましては、さらにその後ろの５０ページを見ていただきますと、土地利用区分ごとの、今回保存区域に指定した区域の状況でございますけれども、赤く塗っているところ、例えば比叡山でありますとか、園城寺、石山寺、こういったお寺がお持ちの森林でございます。こうした森林につきましては、実際にお寺のほうで森林施業を行いまして、その収益や得られた木材を使って社寺の維持保存をやっているということもございまして、今回おそらく指定される特別保存地区の中には相当、現に林業の施業がなされている地域が多く含まれてくるであろうという状況でございます。これまで実際に林業が行われているのは、先ほどご紹介した京都の大原地区に、ある意味限られていたわけですが、今回の大津の古都指定に関しては、相当の部分が含まれてくるであろうという状況でございます。こうした状況を踏まえまして、先ほどの４９ページにありますように、大津市から私どものほうに、この意見具申にあります林業に関する規制の緩和について、ご要望いただいたということも踏まえまして、今回、先ほどの景観法の制定に伴う改正とあわせまして、森林の皆伐に関しての規制の基準の見直しを行いたいというものでございます。

頭の４５ページに返っていただきまして、その中身でございますけれども、一番下のところにありますように、林業を営むために行う森林の皆伐については、森林の状況に応じて、５ヘクタールを上限として、面積に係る許可要件の緩和を行うということを想定してございます。５ヘクタールという数字でございますけれども、この項の上のほうに書いてございますが、現行、明日香村の第２種歴史的保存区域にあっては、１ヘクタールという数字を５ヘクタールまで緩和しているということがございまして、５ヘクタールというものを一つの上限として、１ヘクタールから５ヘクタールの間で、個々の森林の状況に応じて面積の許可要件の緩和ができるような仕組みに変えたいというのが趣旨でございます。

以上２点につきまして、お諮りを申し上げる次第でございます。

○部会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、あるいはご意見がございましたら、どなたからでもご発言をお願いしたいと思います。

Ｄ委員、どうぞ。

○Ｄ臨時委員 単純な質問なんですけど、景観法に基づく景観重要建造物の点ですけども、「景観重要建造物の保存のために必要な建築物の新築等」とありますね。改築とか維持補修ならわかるんですけども、新築というのはどういう感じ、どういうものを意味されているんですか。

○事務局 先ほどご紹介した文化財保護法に関する文化財等の部分も同じような書きぶりになってございまして、それらの保存をされるべき文化財等の保存のために必要な建築物の新築という言い方をしてございます。具体的にどういったものかといいますと、例えばその建物を保存するために覆い屋をつくらなければならないようなケースでありますと

か、そういったものを想定していると理解しております。建物本体につきましては、改築もしくは必要な若干の増築などは想定され得るものと思いますけれども、新築するというケースというのは、保存のためにどうしても必要な施設を新たにつくる場合というふうに想定をしています。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

特にご質問、ご意見がございませんようでしたら、この際、歴史的風土の保存に関する行為規制について、当部会としての意見を取りまとめたいと存じます。ご異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○部会長 それでは、国土交通大臣からの諮問のうち、「歴史的風土の保存に関する行為規制」について、当部会としては案のとおり決定したいと存じます。

この部会の議決につきましては、都市計画・歴史的風土分科会の議決とすることがあらかじめ了承されておりますので、このまま分科会の決定として、後日、審議会会長にご報告いたします。その後、審議会会長のご承認を得た後、国土交通大臣に答申されるということになります。

なお、この件につきましては、部会長であり、また、都市計画・歴史的風土分科会長でもあります私にご一任願いたいと存じます。ご異存はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○部会長 ありがとうございます。

(5) その他

○部会長 それでは、今後の審議予定について、資料がございますが、事務局からどうぞ。

○事務局 今後の予定につきまして、資料 8、52 ページでございます。本日、大津市の歴史的風土保存計画についてご了解をいただいたということでございますので、大きな懸案でございました大津市の古都指定関連の審議は一通り終わっている状況でございます。したがって、部会本体といたしまして緊急にご議論いただくという状況は、今ございません。ということで、先ほどご報告がありました明日香村小委員会の運営、並びに先般の部会で同様に報告させていただいております、53 ページでございますけれども、古都保存行政の理念の全国展開に関して、これらについて、別途小委員会を設置した上でご議論いただきたいと考えております。今後こうした小委員会での議論が進みました段階で、その報告をご了解いただくというような場面で、部会を開催させていただきたいと考えてございます。現時点では、明日香村小委員会に関しましては、初めにございますように、第3回を9月24日に予定してございます。その後、年度内に一、二回開催した上で、最終報告を取りまとめたいと考えておりまして、その後に、また部会にお諮りさせていただくという形になると思っております。

以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。ということですので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審議は終了とさせていただきますので、議事進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 部会長様、どうもありがとうございました。

ここで、都市・地域整備局長から、皆様方に一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

○都市・地域整備局長 本日は、大変ご多忙のところ、歴史的風土部会のご審議にご参加いただき、また、大変ご熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

まず、本日の審議事項でございます歴史的風土保存計画につきましては、部会として成案をお取りまとめいただき、ありがとうございました。今後の手続といたしましては、社会資本整備審議会の答申の手続を進め、その後、関係省庁、自治体との調整を行い、早急に告示につなげてまいりたいと考えております。

昨年10月の大津市の古都指定以来、着実に審議を重ねていただき、古都保存法に基づく大津市の歴史的風土保存区域の指定や、本日の歴史的風土保存計画の決定をお取りまとめいただきました。改めまして厚く御礼を申し上げます。

また、明日香村小委員会の第一次報告についてでございますが、大変活発なご議論をいただきましたとおり、近年の明日香村におきましては、貴重な歴史的風土を創造的に利用、活用し、観光や地域の交流などを通して村を活性化させ、魅力ある地域を創出、活力ある地域への転換を図ることが大きな課題となっております。

本日、部会でご了承をいただきました第一次報告につきましては、現在作業を進めております来年度予算の概算要求等に反映させてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後とも一層のご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局 これをもちまして、第7回の歴史的風土部会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉 会